

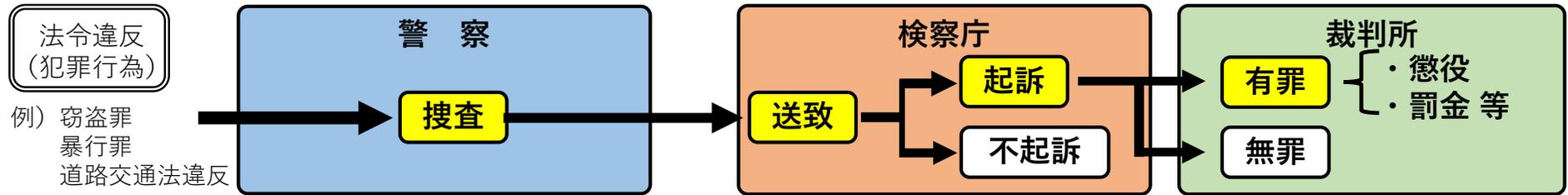
自転車交通違反に対する交通反則通告制度の適用

交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）とは

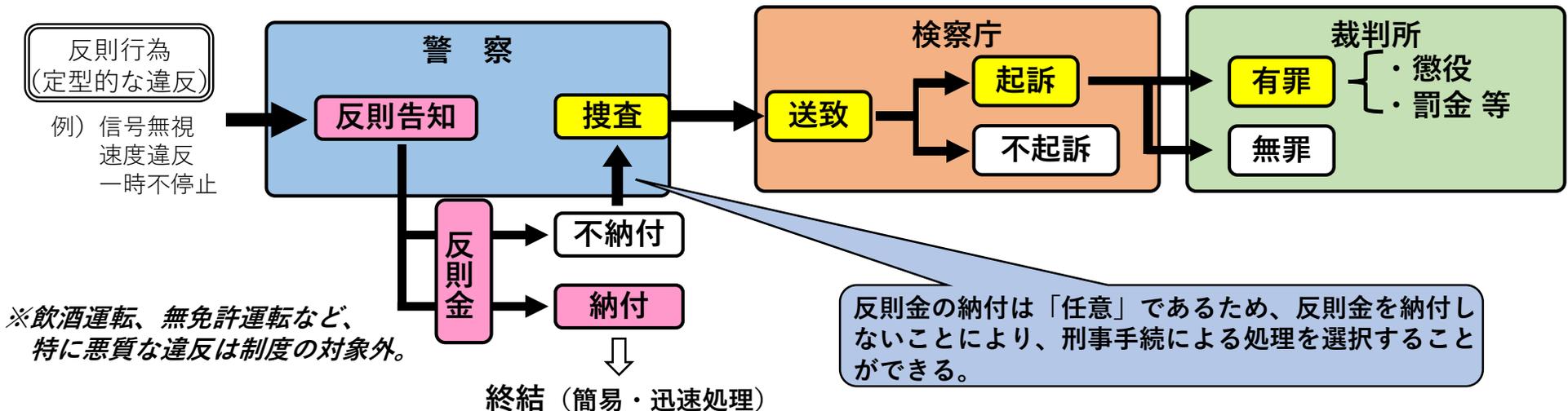
交通反則通告制度

- 交通反則通告制度とは、運転者がした一定の道路交通法違反（反則行為：比較的軽微であって、現認、明白、定型的なもの）について、反則者が警察本部長の通告を受けて反則金を納付した場合は、公訴が提起されない制度。
- 現在の本制度の対象は自動車と原動機付自転車（特定小型原動機付自転車を含む。）であり、自転車を含む軽車両は対象外。

【一般的な刑事手続（事件）の流れ】



【交通反則通告制度と刑事手続との関係】



反則行為となる自転車の違反行為①

※ 反則行為：交通反則通告制度の対象となる違反行為
非反則行為：反則行為以外の違反行為

反則行為※の基本的な考え方

交通違反の急増に伴い、一億総前科者となる事態を防ぐため、通常の刑事手続によらず違反処理をする交通反則通告制度が昭和42年に設けられた。

➡ 交通反則通告制度の簡易迅速な処理になじむ、現認可能・明白・定型的な違反行為が反則行為とされている。

反則行為

- 警察官が現認可能な明白で定型的な違反行為（約150種類）
例：信号無視、一時不停止等



非反則行為

- 反社会性・危険性が高く、簡易迅速に処理する必要性の低い違反行為や定型性を欠く違反行為（約40種類）
例：酒酔い運転、妨害運転等

反則行為となる自転車の違反行為（案）

反則行為

- 自動車等についても反則行為とされている違反行為（約110種類）
例：信号無視、一時不停止等
- 自転車に固有の違反行為（5種類）
例：普通自転車の歩道徐行等義務違反等



非反則行為

- 自動車等についても反則行為とはされていない違反行為（約20種類）
例：酒酔い運転、妨害運転等
- 自転車に固有の違反行為（4種類）
例：自転車運転者講習受講命令違反等

➡ 自転車についても、自動車等と同様、現認可能・明白・定型的な違反行為については、簡易迅速に処理するため、一律に反則行為とする。

※ 取締りの重点対象行為との関係（反則行為を限定すべきか）

【取締りの重点対象行為】 ※非反則行為を除く。

= 歩行者や他の車両にとって危険性・迷惑性の高い違反行為

例：信号無視、通行区分違反（右側通行、歩道通行等）、一時不停止等
（令和4年は、信号無視・一時不停止が検挙件数全体の約7割）

【反則行為】

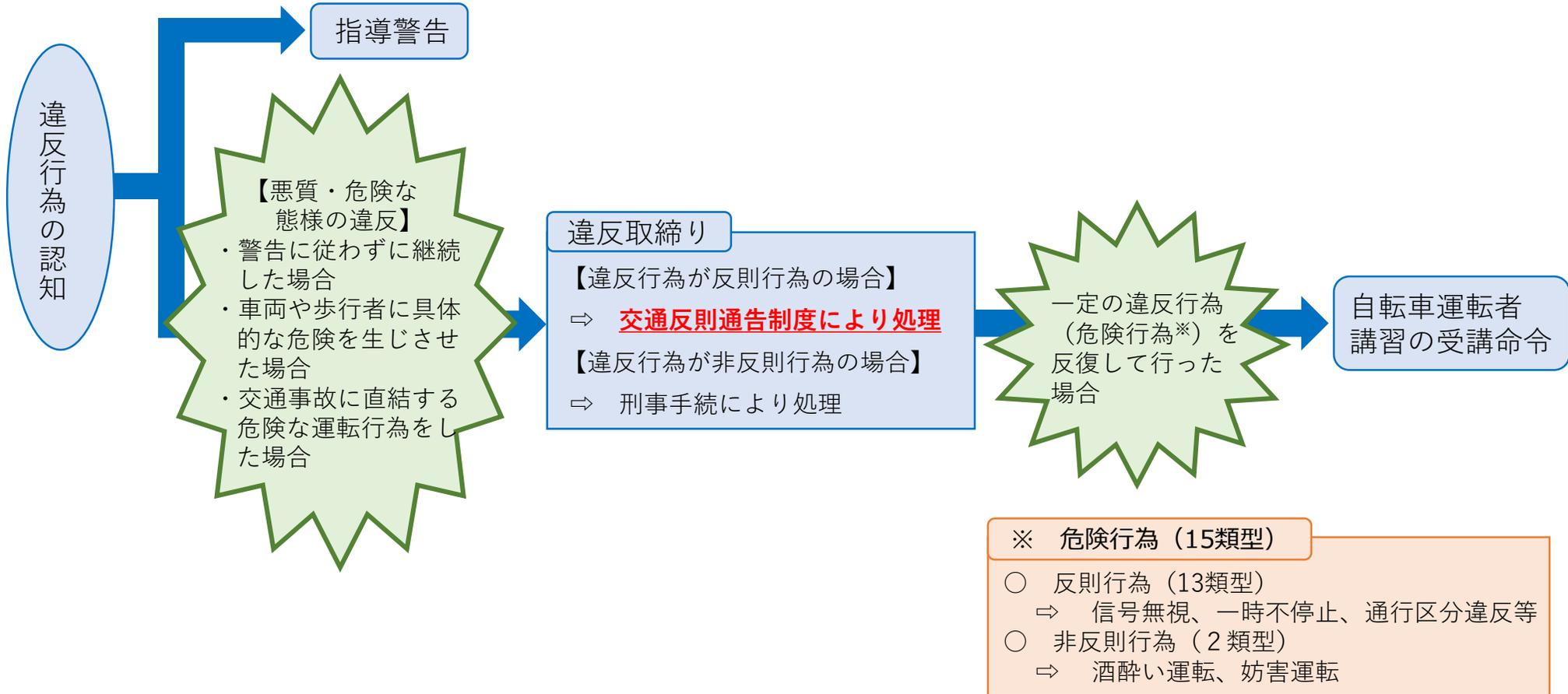
⇒ 違反者が、反則金を納付することにより、通常の刑事手続によることなく、簡易迅速に違反処理を終結することができる

〔違反者・警察双方の負担軽減につながるというメリット〕

反則行為のメリットを踏まえると、反則行為を取締りの重点対象行為に限定する必要性は低い。

⇒ 取締りの重点や実績等にかかわらず、現認可能・明白・定型的な違反行為は一律に反則行為とすることが適当。

交通反則通告制度と自転車運転者講習の関係



自転車運転者講習の受講命令は、違反処理の方法（交通反則通告制度によって処理するかどうか）とは無関係

➡ 交通反則通告制度・刑事手続の違いによらず、上記危険行為を反復して行った場合は、自転車運転者講習の受講命令が課される。

交通反則通告制度の対象となる自転車運転者の年齢

交通反則通告制度の対象となる自転車運転者の年齢（案）

16歳以上の者

- 義務教育を修了し、基本的な自転車の交通ルールに関する最低限の知識を有しており、交通反則通告制度による画一的な処理になじむといえる。

（参考）

- ・ 特定小型原動機付自転車を運転可能（交通反則通告制度の対象）
- ・ 原付免許や自動二輪免許を取得可能

16歳未満の者

- 交通ルールに関する知識の程度や交通反則通告制度の効果等に関する理解度につき、個人差が大きいと考えられることを踏まえると、交通反則通告制度による画一的な処理にはなじまない。

⇒ 引き続き、交通反則通告制度の対象とはせず、個別の事案の実情に即した違反処理が望ましい。

➡ 16歳以上の自転車運転者を交通反則通告制度の対象とする。

14歳未満の自転車利用者が危険な違反を行った場合の対応について

- ※ 14歳未満の者は刑事未成年であり、違反行為について刑罰は科せられない。（一般的に、法令違反に当たる行為が発見された場合は、児童相談所への通告等がなされる。）

【現状】

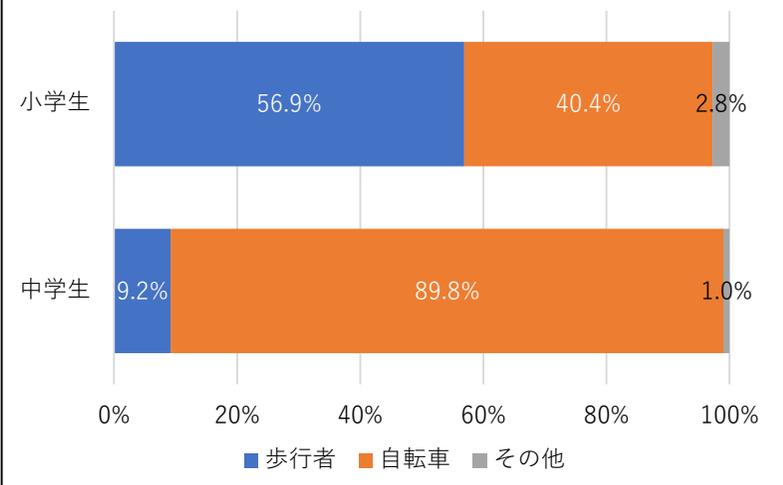
- 自転車運転者講習（14歳以上が対象）の受講者数（H27施行以降）
15歳：4人 14歳：0人
- 小学生・中学生に対する警察による交通安全教育全体に占める自転車講習の受講者数の割合
小学生：40.4% 中学生：89.8%

【方針】

上記の現状を踏まえると、次の対応が適当であると考えられる。

- 小学生に対する自転車の交通安全教育を全体的に充実させていく
- 14歳未満の者が危険な違反を行ったことが確認された場合には、個人を特定しない形で、その情報を警察・学校・地域で共有し、自転車の交通安全教育や広報啓発に活用していく（例：違反をしやすい場所、ルール等に特化した交通安全教育を学校で実施）

警察による交通安全教育の講習内容別の人数割合（R4）



自転車の指導取締りに係る現状について

自転車の指導取締り

指導警告

悪質性・危険性が高くないなどの理由により取締りを行っていない行為について、当該行為が道路交通法違反に当たり、刑罰の対象となることを認識させるとともに、「車両」として自転車が従うべき基本的なルールなどを指導する。

自転車指導取締りのイメージ

指導警告

取締り

違反取締り

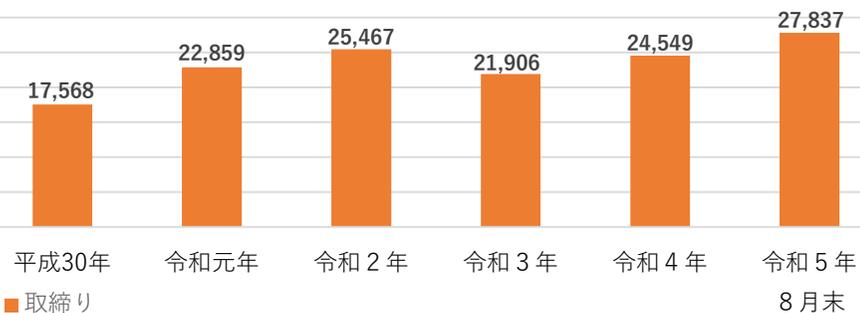
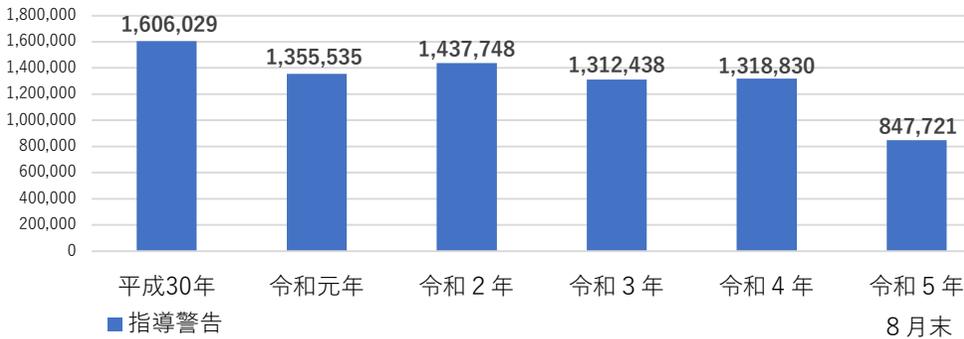
警察官の警告に従わずに違反行為を継続したときや、違反行為により通行車両や歩行者に具体的危険を生じさせたときは取締りを行う。このほか、交通事故に直結する危険な運転行為（例「ながら運転[※]」）についても取締りを行う。

※ 自転車運転中に〇〇しながら〇〇違反を行うこと

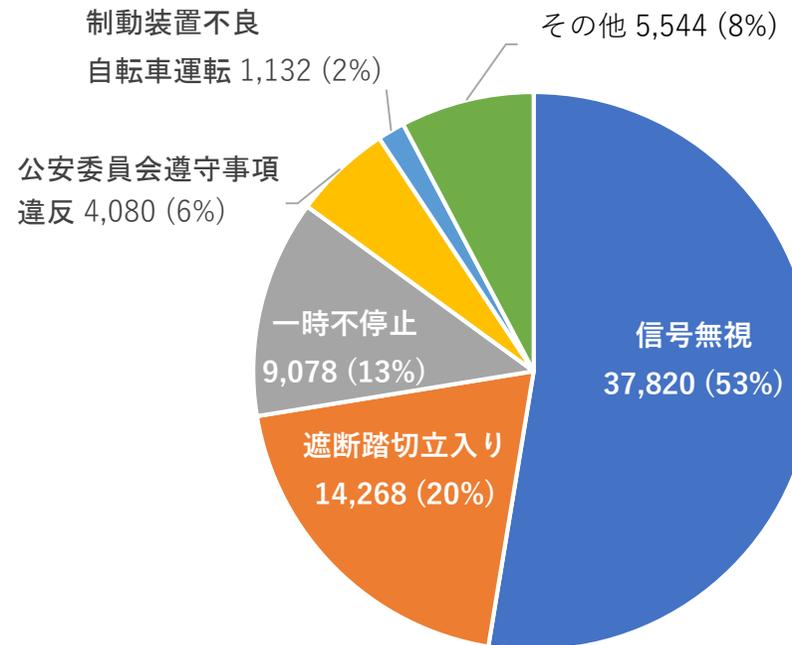
指導取締り状況

指導取締りの推移

取締り件数 違反類型別（過去3年）



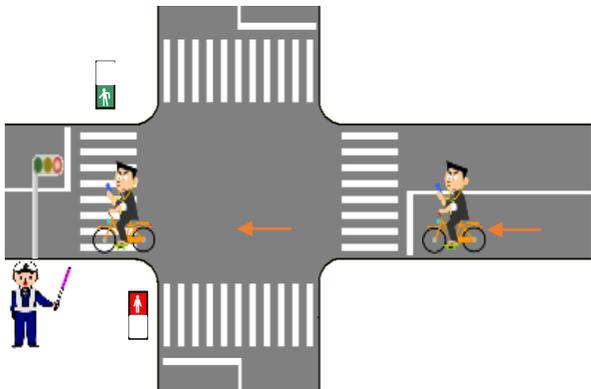
※「取締り」とは、交通切符（赤切符）等による検挙措置をいう



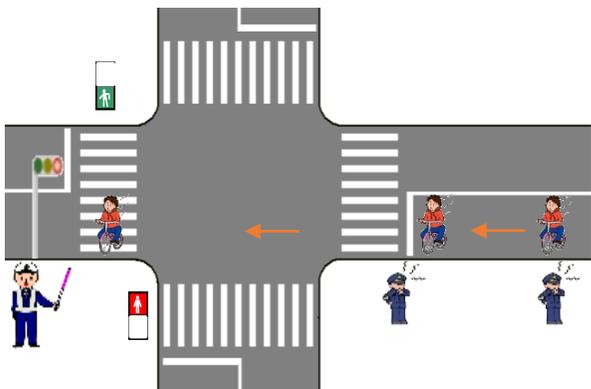
取締り事例

信号無視

① 携帯電話を見ながら赤信号を無視した場合

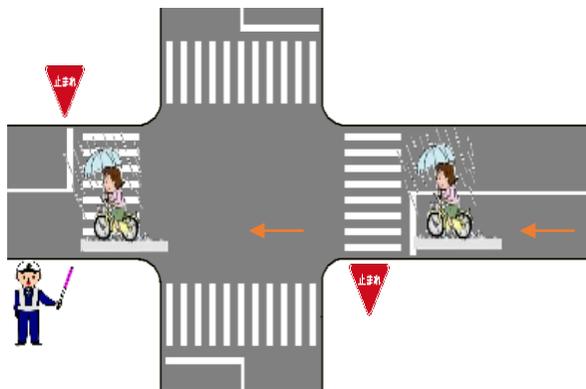


② 警察官の警告に従わずに赤信号を無視した場合

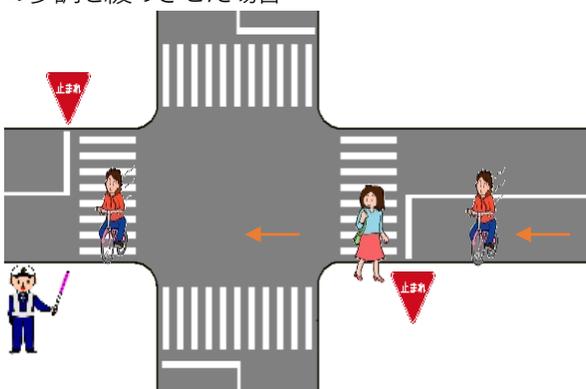


指定場所一時不停止

① 傘を差しながら一時停止することなく進行した場合

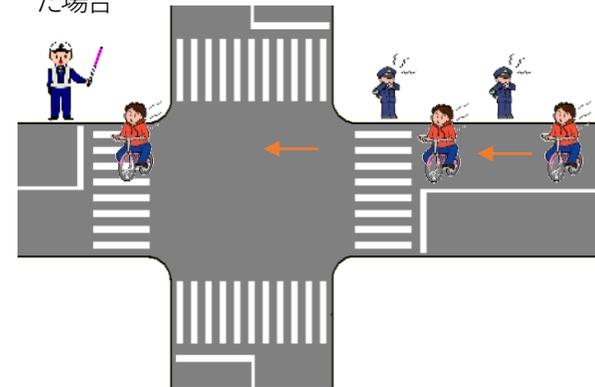


② 一時停止することなく進行し、横断歩道上の歩行者の歩調を緩めさせた場合

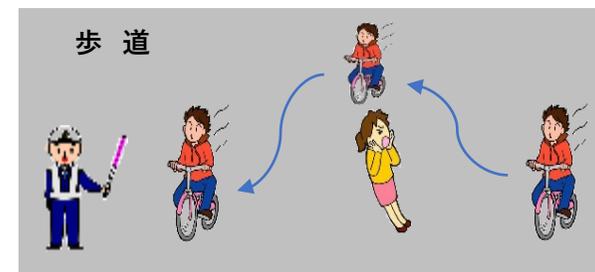


通行区分違反

① 右側通行
警察官の警告に従わずに車道の右側通行を継続した場合



② 歩道通行
歩道において、歩行者を立ち止まらせて歩行者の通行を妨げた場合



指導取締りの基本的考え方

- 悪質性・危険性が高くない大半のケースは引き続き、指導警告
- 取締り事例のような悪質性・危険性の高いケースでは取締り

自転車の交通反則通告制度が導入された場合においても、基本的考え方に基づく指導取締りを継続

自転車利用者による交通違反に対する指導取締り方針

指導取締り方針

いつ・どこで・どの違反について・どのように指導取締りを行うのか

自転車関連事故の発生状況や地域住民の取締りに関する要望を踏まえ、PDCAサイクルに基づき自転車関連事故の発生場所や時間帯、違反の種別、原因等を分析し、真に事故抑止に資する指導取締りを実施

いつ

自転車関連事故の発生が多い時間帯

- 通勤通学時間帯 ○ 薄暮時間帯 など

どこで

自転車指導啓発重点地区・路線等

自転車指導啓発重点地区・路線とは、歩道上における自転車と歩行者の交錯、車道における自転車の信号無視等の実態から自転車関連事故が現に発生し、又は発生が懸念され、自転車交通秩序の実現が必要であると認められる地区・路線をいう。

選定は警察署単位で行い、例えば

- 自転車通勤者等が集中する駅周辺
- 自転車通学の学生等により、悪質・危険な自転車の運転が問題となっている通学路等
- 自転車利用者が特に多い地区・路線

など、地域の実情に応じて選定されている。※ 令和5年4月末現在 1,930箇所選定

このほか、交通死亡事故（自転車関連）が発生した場所等、指導取締りが必要と認められる場所において行う。

どの違反について

交通事故の原因又は悪質性・危険性・迷惑性が高い違反

反則行為

- 信号無視 ○ 指定場所一時不停止 ○ 通行区分違反（右側通行、歩道通行等）
- 通行禁止違反 ○ 遮断踏切立入り ○ 歩道における通行方法違反
- 制動装置不良自転車運転 ○ 携帯電話使用等 ○ 公安委員会遵守事項違反（傘差し）など

交通反則切符
(青切符)

非反則行為

- 酒酔い運転 ○ 酒気帯び運転

交通切符
(赤切符)

どのように

実効性のある指導警告

運転に免許を必要としない自転車利用者に対して交通ルールを認識させる機会でもあることから、違反者自らの違反行為の危険性や交通ルールを遵守することの重要性について理解できるよう実効性のある指導警告を行う。

取締りの推進

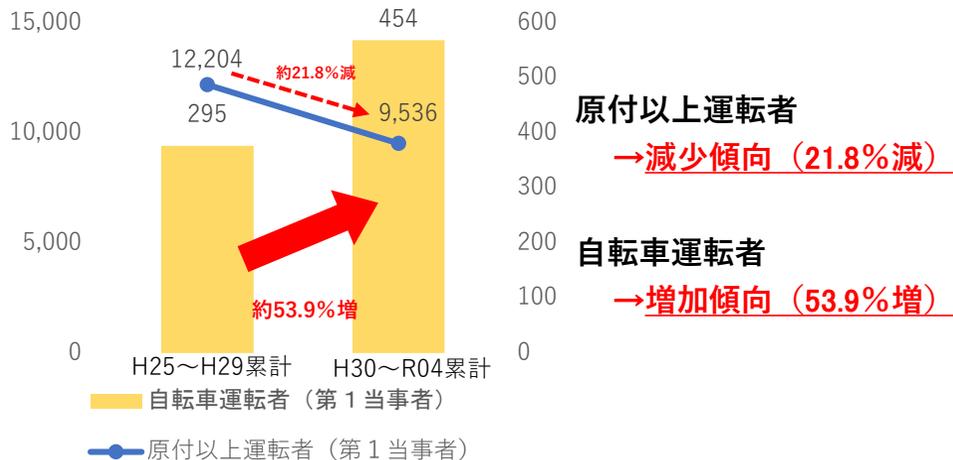
警察官の警告に従わずに違反行為を継続したときや、違反行為により通行車両や歩行者に具体的危険を生じさせたときなどには、積極的に取締りを行う。

※ 効果的な広報

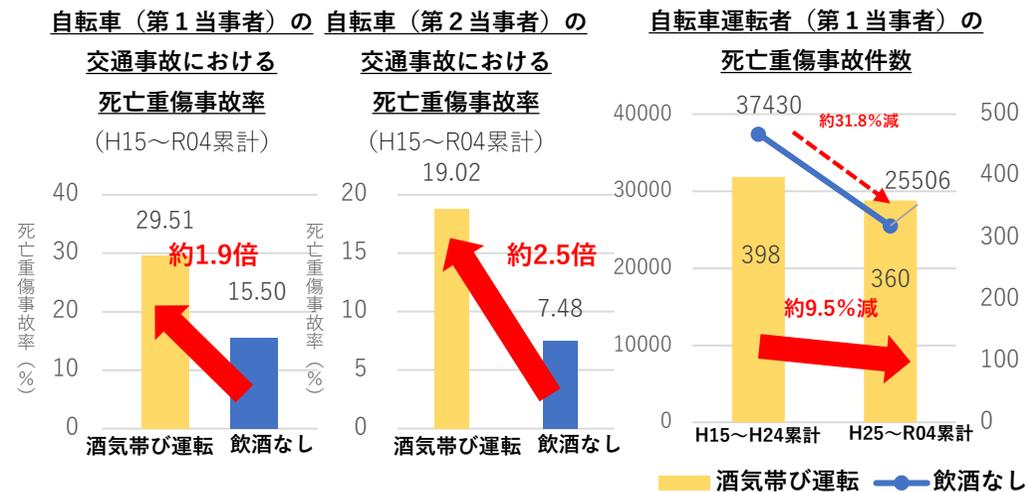
PDCAサイクルに基づく指導取締りの趣旨や目的が国民に伝わるよう、自転車指導啓発重点地区・路線における指導取締り状況等について、積極的な広報に努める。

自転車関連交通事故等の情勢

（携帯電話使用等に起因する交通事故件数）



（酒気帯び運転に起因する交通事故件数等）



【現状】 携帯電話使用等に対する罰則

	罰 則
自動車・ 原動機付自転車	（交通の危険） 1年以下の懲役又は30万円以下の罰金*1
	（保持） 6月以下の懲役又は10万円以下の罰金*1
自転車	5万円以下の罰金（都道府県公安委員会規則）

→ 既に各都道府県の都道府県公安委員会規則で禁止されているが、

- ① 法定化による格上げ及び罰則強化による抑止
- ② 行為態様の明確化

を図り、自転車運転中の携帯電話使用を防止する必要

【現状】 自転車の酒気帯び運転等に対する罰則

	罰 則
酒酔い運転*2	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
酒気帯び運転*3	罰則なし

→ **新たに罰則規定を整備するなど、自転車等の酒気帯び運転を防止する必要**

*1 令和元年道路交通法改正により、刑罰の引上げが行われ、令和2年以降、原付以上運転者（第1当事者）の携帯電話使用等に起因する交通事故は大幅に減少（令和元年から令和2年にかけて約41.7%減少）した。

*2 アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転すること。

*3 身体に血中アルコール濃度0.3mg/ml又は呼気中アルコール濃度0.15mg/l以上にアルコールを保有する状態で車両等を運転すること（酒酔い運転の状態を除く。）。